

(別添 1)



問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室
(内線 2474, 2496)

令和2年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

令和3年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

令和２年度における輸入食品監視指導計画 に基づく監視指導結果

はじめに

令和２年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 235 万件、輸入重量で約 3,106 万トンでした。また、「令和２年度食料需給表」（農林水産省）によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）であり、熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっています。

このような状況の中、我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、令和 2 年 3 月 30 日に、令和 2 年度輸入食品監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表した上で、当該監視指導計画に基づいて監視指導を行いました。

今般、監視指導計画に基づいて実施したモニタリング検査や検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況、輸入者に対する監視指導の実施状況及び輸出国との協議等について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品監視業務 ～輸入食品の安全を守るために～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/yunyu_kanshi/index.html



1. 令和2年度における輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対して、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給工程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方とする。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（令和2年度における計画：99,730件）の実施
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：統計学的な考え方に基づく数を基本として、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し定めた計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けることを命令するもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない。

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止する措置

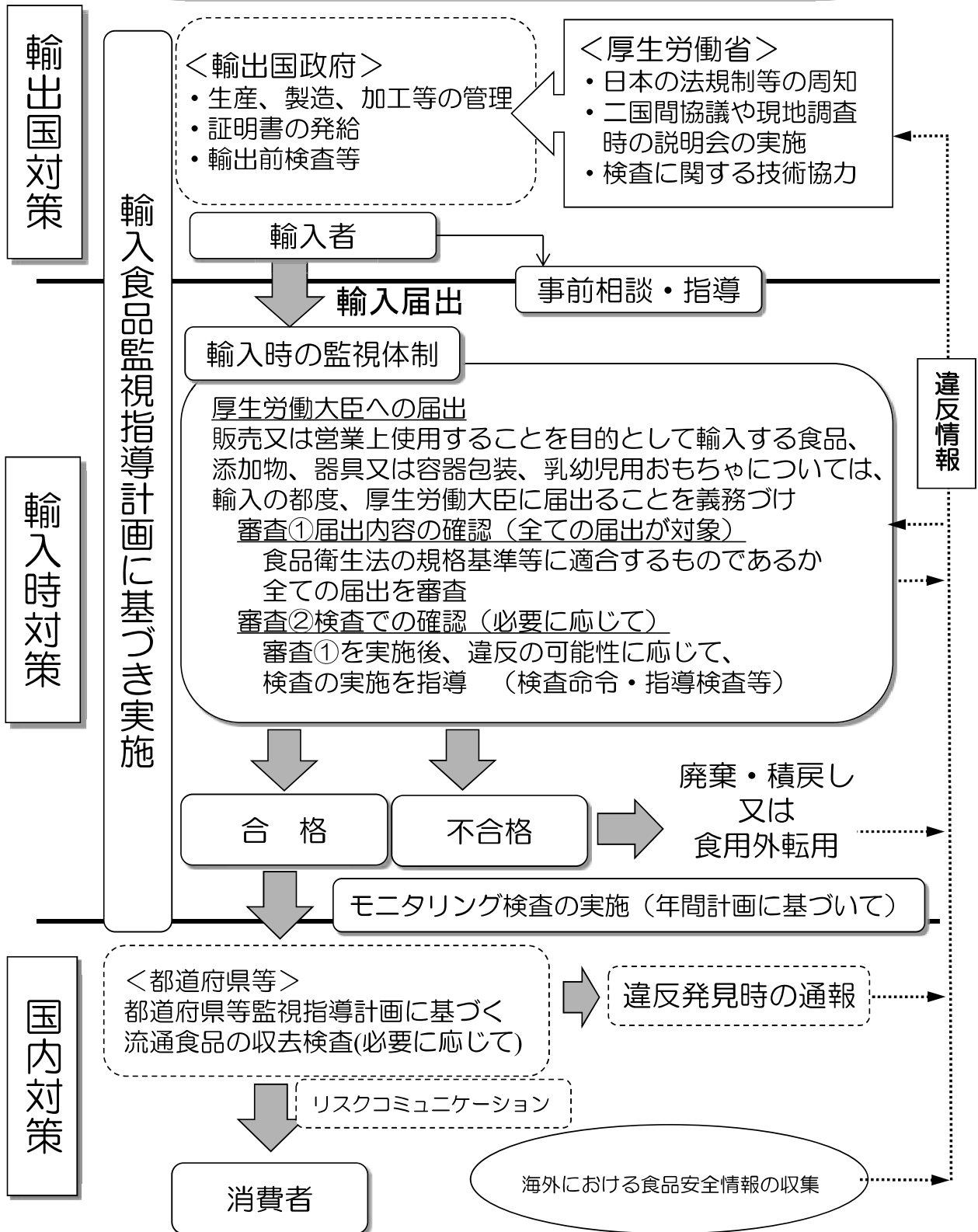
4 輸出国における衛生管理対策の推進

- 輸出国政府担当者及び生産者等に対する日本の食品衛生管理規制等の周知
- 二国間協議等を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産等の段階における衛生管理、監視体制の強化、輸出前検査等の推進
- 対日輸出食品の衛生管理対策に関する計画的な情報収集等
- 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存等に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

輸入食品の監視体制等の概要



2. 令和2年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性を確保するため、食品安全基本法第4条に規定される、食品の安全性の確保のために必要な措置が輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない、との基本的な考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所において、以下の措置を講じた。

(1) 法第27条の規定に基づく輸入届出の審査

法第27条の規定に基づく輸入届出により、法第13条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）を始めとする法への適合に係る審査を実施するとともに、必要な検査を実施した。

令和2年度の輸入届出は、件数で2,352,082件、重量で3,106万トンであった。輸入届出のうち、200,876件に対して検査を実施し、このうち691件（延べ729件）に法違反が確認され、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.03%に相当する（**表1**）。



コンピュータシステムによる届出審査

(2) 法第28条第1項の規定に基づくモニタリング検査

モニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するために実施する検査であり、重点的、効率的かつ効果的な検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績や違反率等を勘案し、検査件数及び検査項目を定めている。

令和2年度は48,048件（計画件数延べ99,730件に対し102,070件（実施率：約102%））を実施し、このうち145件（延べ146件）に法違反が確認され（**表2**）、回収、廃棄等の措置を講じた。



保税倉庫での検体採取

モニタリング検査で法違反が発見された食品等に対しては、輸出国における管理の状況を把握するため、必要に応じて同一輸出国かつ同一食品の検査率を30%に引き上げて検査を実施し、法違反の食品等が輸入される可能性が低い（検査の強化を開始した日から1年間を経過して又は60件以上の検査を実施して、同様の違反事例がない）場合には、通常の監視体制とした（**表3**）。また、残留農薬及び残留動物用医薬品に係る法違反が複数回発見された同一輸出国の同一食品に対しては、法違反の可能性が高いと見込まれるとして輸入の都度検査を実施する検査命令の対象とし（**表4**）、健康被害が発生するおそれのあるアフラトキシン等が検出された食品に対しては直ちに検査命令の対象として検査強化を図った（**表5**）。

なお、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受

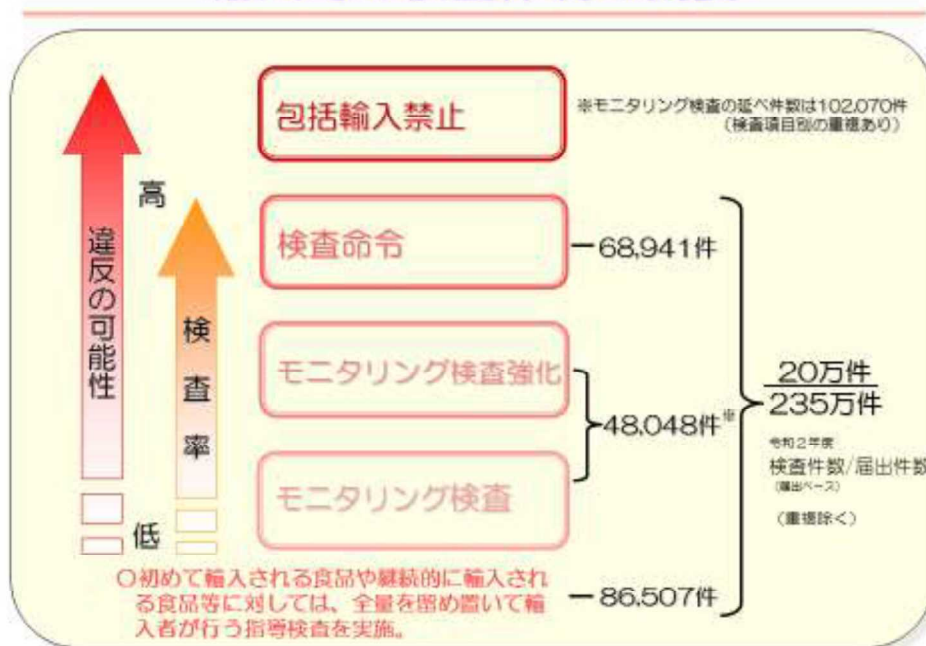
けて開始した加工食品の残留農薬検査については、令和2年度において12,414件を実施し、中国産の冷凍食品でジクロロボスの違反が認められたことから、原料ねぎ及びその加工品のモニタリング検査の検査率を引き上げて実施し、特定製造者に対し輸入の都度の自主検査の対象として検査強化を図った。また、イタリア産の穀類加工品でピリミホスメチルの違反が認められたことから、原料小麦を含む食品の特定製造者に対し輸入の都度の自主検査の対象として検査強化を図った。

(3) 法第26条第3項の規定に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等、検査の項目等を定め、法第26条第3項の規定に基づく検査命令を実施した。

令和3年3月31日時点で、全輸出国が対象の17品目及び29か国・1地域が対象の80品目を検査命令の対象としており、令和2年度は、68,941件（延べ82,161件）を実施し、このうち198件（延べ201件）に法違反が確認され（表6）、積み戻しや廃棄等の措置を講じた。

輸入時の検査体制の概要



(4) 違反状況

違反の条文別内訳は、法第13条違反（食品の成分規格（微生物、残留農薬、残留動物用医薬品）、添加物の使用基準等）が418件、法第6条違反（アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等）が200件、法第12条違反（指定外添加物の使用）が52件、法第18条違反（器具又は容器包装の規格）が22件、法第10条違反（食肉の衛生証明書の不添付）が1件、おもちゃの規格に係る法第68条（準用規定）違反が1件であった（表7）。

また、検査分類別の内訳は、微生物に係る規格違反が158件（22.9%）（表8-①）、有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反が155件（22.4%）（表8-②）、指定外添加物の使用及び添加物の使用基準違反が111件（16.1%）（表8-③）、残留農薬に係る規格違反が137件（19.8%）（表8-④）、腐敗、変

敗（異臭やカビの発生等）に係る違反 52 件（7.5%）（表 8-⑤）、残留動物用医薬品に係る規格違反 15 件（2.2%）（表 8-⑥）、器具及び容器包装に係る規格違反 22 件（3.2%）（表 8-⑦）、その他 43 件（6.2%）（表 8-⑧）であった。

①微生物に係る規格違反状況（表 8-①）

国別延べ件数では、中国 42 件（24.1%）、ベトナム 36 件（20.7%）、タイ 16 件（9.2%）と続いている。

また、違反内容の多くは、冷凍食品の汚染の指標である微生物（細菌数、大腸菌群、E. coli）108 件（62.1%）であった。

②有害、有毒物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況（表 8-②）

国別延べ件数では、米国 58 件（37.4%）、中国 19 件（12.3%）、イタリア 10 件（6.5%）と続いております、違反内容は、米国ではアーモンド、とうもろこし及び落花生等のアフラトキシンの付着、中国では落花生のアフラトキシンの付着、イタリアではピスタチオナッツのアフラトキシンの付着が多かった。

また、違反内容の多くは、アフラトキシン 125 件（80.6%）であり、次いでシアン化合物 12 件（7.7%）、下痢性貝毒 9 件（5.8%）であった。

③指定外添加物の使用及び添加物の使用基準に係る違反状況（表 8-③）

国別延べ件数では、中国 23 件（20.0%）、ベトナム 13 件（11.3%）、台湾 13 件（11.3%）と続いております、違反内容は、中国では二酸化硫黄の過量残存や指定外添加物であるサイクラミン酸の使用、ベトナムでは指定外添加物であるサイクラミン酸の使用、台湾ではアセスルファムカリウムの過量使用や指定外添加物であるヨウ素酸カリウムの使用が多かった。

また、指定外添加物に係る違反の内容は、TBHQ 19 件（36.5%）、サイクラミン酸 14 件（26.9%）、アゾルビン 7 件（13.5%）と続いております、添加物の使用基準違反の内容は、二酸化硫黄 16 件（25.4%）、ソルビン酸 8 件（12.7%）、ポリソルベート 7 件（11.1%）と続いている。

④残留農薬に係る規格違反状況（表 8-④）

国別延べ件数では、中国 49 件（32.5%）、ベトナム 30 件（19.9%）、韓国 15 件（9.9%）と続いております、違反内容は、中国ではたまねぎのチアメトキサム、ベトナムではにんじんのヘキサコナゾール、韓国ではエゴマのインドキサカルブ及びパクロブトラゾールが最も多かった。

また、品目別では、カカオ豆及びにんじんが、それぞれ 18 件（11.9%）、オオバコエンドロ 12 件（7.9%）、たまねぎ 11 件（7.3%）と続いている。

⑤腐敗、変敗（異臭やカビの発生等）に係る違反状況（表 8-⑤）

国別延べ件数では、米国 30 件（57.7%）、タイ 10 件（19.2%）、カナダ 6 件（11.5%）と続いております、違反内容は、米国では小麦が、カナダでは菜種が多く、タイでは全て米であった。

また、品目別では、小麦 26 件（50.0%）、米 18 件（34.6%）、菜種 4 件（7.7%）と続いている。

⑥残留動物用医薬品に係る規格違反状況（表 8-⑥）

国別延べ件数では、ベトナム 7 件（46.7%）、インド 5 件（33.3%）であり、違反件数の約 8 割を占めている。違反内容は、ベトナムでは全てえびのエンロフロキサシンであり、インドでは全てえびのフラゾリドンであった。

⑦器具、容器包装に係る規格違反状況（表 8-⑦）

国別延べ件数では、中国 16 件（66.7%）、台湾 2 件（8.3%）、マレーシア 2 件（8.3%）と続いております、材質別の違反内容は、中国では合成樹脂が最も多

く、台湾では全て合成樹脂であり、マレーシアでは全てゴムであった。

⑧その他（表 8-⑧）

その他の違反事例の主なものは、食品添加物の成分規格 19 件、清涼飲料水の製造基準（殺菌条件）5 件、きのこ類の放射性物質の検出 3 件、非加熱食肉製品の製造基準 3 件などであった。

(5) 法第 9 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定に基づく包括的輸入禁止措置

法違反が相当程度あり、危害発生防止のために必要であると認められる場合には、厚生労働大臣は、特定の国等の特定の食品等について、検査を要せずに輸入、販売を禁止することができることとなっている（包括的輸入禁止措置）。

令和 2 年度において、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針（ガイドライン）」（平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添）に基づき、検査命令等による直近 60 件の違反率が 5 % を超えた輸入食品等について、輸出国等に対する改善の要請、輸出国における衛生管理状況の調査等を実施した結果、当該措置の発動対象となる食品等はなかった。

(6) 海外からの食品安全問題発生情報等に基づく緊急対応

厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、内閣府食品安全委員会等において収集している海外での食中毒の発生情報や違反食品の回収等の情報に基づき、令和 2 年度においては、オランダにおけるピーナッツバターのアフラトキシン汚染、中国産乾燥きくらげのサルモネラ属菌汚染などについて、輸入実績が確認された場合に国内の流通状況の調査を行い、流通品に対する回収を指示するとともに、該当製品の積み戻し等を行う措置を講じ、輸入時の監視体制を強化した（表 9）。

(7) 輸出国における衛生管理対策の推進

①二国間協議（表 10）

検査命令やモニタリング検査強化の対象となった食品について、輸出国政府に対して当該食品の違反情報を提供し、違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。また、牛海綿状脳症（BSE）に係る対策について、令和 2 年度においては、アイルランド産牛肉については、アイルランド政府と協議を行い、現地における管理状況やこれまでの検査結果等を勘案し、牛挽肉の輸入を解禁した。

イタリア産めん羊及び山羊肉については、食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、イタリア政府と協議を行い、輸入を解禁した。

フランス産牛肉については、食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、フランス政府と協議を行い、対日輸出認定施設における現地調査にて、対日輸出プログラムが遵守されていることが確認されたことから、輸入時に係る月齢制限を撤廃した。

②技術協力

パラグアイでのごまの種子に係る残留農薬対策のため、継続的な専門家派遣のための支援を行った。

インドネシアにおいて問題が生じた際に迅速な情報収集・分析・対応を行える体制の構築を支援するため、長期専門家の派遣に協力を行った。

(8) 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導

検疫所では、監視指導計画に基づき、説明会や輸入前指導（輸入相談）の実施を通じて、輸入食品等の自主的な衛生管理の推進を図ることとなっている。

令和2年度は、全国の検疫所、関係団体が開催する講習会及び研修会において、36回の説明をオンライン等により実施し、延べ2,874人の関係者の参加を得た。

また、23,781件の輸入前指導（輸入相談）を実施し、このうち法に適合しないことが判明した件数が523件（延べ666件）であった（**表11**）。

法に適合しなかった輸入前指導（輸入相談）件数の条文別内訳は、法第13条が366件、法第12条が190件、法第10条が8件、法第6条が1件であった（**表12**）。

国別の違反該当内容数では、中国89件（13.4%）、米国82件（12.3%）、ベトナム56件（8.4%）と続いている（**表13**）。

輸入前指導（輸入相談）において法に適合しないことが判明した際には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行った。また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、事前に当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

違反率について比較すると、輸入時は0.03%、輸入前指導（輸入相談）時は2.20%であり、輸入前指導（輸入相談）により、法違反に該当する食品等の輸入を効果的に防止することにつながっている。

(9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

法違反事例については、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称、輸入食品等の情報を厚生労働省ホームページにて公表した。また、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等については、判明次第公表した。

輸入時における検査での違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、輸入者に対し、迅速な回収等を行うよう指示した。

都道府県等による検査等において国内流通している輸入食品に法違反が発見された際は、必要に応じ輸入時における検査体制の強化を図った（**表14**）。

(10) 国民への情報提供

食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについては、令和3年1月にオンラインにより、輸入食品等の監視指導の状況、監視指導計画の内容等を消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行った。

表1 届出・検査・違反状況(令和2年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 ^{※1} (件)	割合 ^{※2} (%)	違反件数 (件)	割合 (%)
2,352,082	3,106	200,876 (68,941) ^{※4}	8.5	691 ^{※3} (198) ^{※4}	0.03 ^{※2} (0.29) ^{※4}
(前年度実績)					
2,544,674	3,327	217,216	8.5	763	0.03 ^{※2}

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 延べ件数(検査項目別の件数)は729件

※4 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(令和2年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	2,170	0
	残留農薬	1,221	1,627	0
	添加物	118	182	0
	病原微生物	657	592	0
	成分規格等	385	331	0
	放射線照射	29	29	0
	SRM除去	—	1,245	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,446	2,130	0
	残留農薬	1,637	2,280	3
	添加物	1,247	1,765	0
	病原微生物	3,704	4,243	1
	成分規格等	2,057	2,279	3
	カビ毒	—	2	0
	放射線照射	—	7	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,356	2,312	2
	残留農薬	1,458	1,765	0
	添加物	297	289	0
	病原微生物	1,493	1,812	0
	成分規格等	324	355	1
	遺伝子組換え食品	59	50	0
	放射線照射	64	55	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、 冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,574	4,759	0
	残留農薬	3,423	5,171	1
	添加物	1,594	3,084	2
	病原微生物	4,958	5,833	0
	成分規格等	5,675	5,247	23
	カビ毒	—	1	0
	遺伝子組換え食品	—	2	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	放射線照射	—	15	0
	抗菌性物質等	2,170	3,179	0
	残留農薬	11,438	9,509	53
	添加物	774	863	0
	病原微生物	1,434	1,692	0
	成分規格等	355	386	2
	カビ毒	2,297	2,271	4
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	遺伝子組換え食品	502	355	0
	放射線照射	119	160	0
	抗菌性物質等	299	460	0
	残留農薬	6,980	8,202	8
	添加物	3,743	5,554	1
	病原微生物	1,911	2,049	0
	成分規格等	3,518	4,033	17
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	カビ毒	2,715	2,727	4
	遺伝子組換え食品	302	326	1
	放射線照射	458	464	1
	抗菌性物質等	—	1	0
	残留農薬	1,074	1,405	1
	添加物	2,925	3,135	4
	病原微生物	—	1	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	成分規格等	1,196	760	6
	カビ毒	836	918	0
	遺伝子組換え食品	—	19	0
	放射線照射	—	7	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	残留農薬	118	289	0
	添加物	1,075	1,245	1
	成分規格等	657	589	2
	カビ毒	118	106	0
総 計(延数)		99,730 ※2	102,070 ※3 実施率約102%	146 ※3

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 検査強化分の計画10,000件を加算した件数

※3 検査項目別の延べ件数。届出別の実施件数は48,048件、違反件数は145件

表3 モニタリング検査強化品目※¹(令和2年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	えだまめ	ジフェノコナゾール
		ジフルベンズロン
	おくら	ハロキシホップ
	しそ	イソプロカルブ
		フェノブカルブ
	しょうが	チアメトキサム
	小豆	アセトクロール
	にら	クロルフェナピル
	にんじん	ジメトモルフ
	にんにくの茎	チアメトキサム
	ねぎ	ジクロルボス及びナレド
	蜂の子	オキシテトラサイクリン
	ばれいしょ	ハロキシホップ
	ひまわりの種子	アフラトキシン
	ほうれんそう	ジフルベンズロン
	まつたけ	アセトクロール
ベトナム	PUK WHAN(アマメシバ)	インドキサカルブ
		ピリダベン
		プロフェノホス
		ペルメトリン
	イカ	クロラムフェニコール
	きび	臭素
	シソクサ	イソプロチオラン
		ジフェコナゾール
		トリシクラゾール
		ルフェヌロン
	バナナ	フィプロニル
		ペルメトリン
	ピーマン	アセフェート
韓国	赤とうがらし	テトラコナゾール
	青とうがらし	テブフェンピラド
		トリシクラゾール
		プロピコナゾール
		ヘキサコナゾール
	エゴマ	インドキサカルブ
		チアクロプリド
		テトラコナゾール
		テフルベンズロン
		パクロブトラゾール
		クロルフェナピル
	にら	プロシミドン
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス
		シペルメトリン
		プロフェノホス
	おくら	プロフェノホス
	きのこ	クロルピリホス
	マンゴー	シペルメトリン

対象国・地域	対象品目	検査項目
メキシコ	青とうがらし	プロピコナゾール
	いちご	フェナザキン
	マンゴー	シベルメトリン
	芽キャベツ	ピリダリル
アルゼンチン	いんげん豆	メスルフロンメチル
	チアシード	アフラトキシン
台湾	バナナ	ピラクロストロビン
	養殖鰻	レバミゾール
フィリピン	おくら	プロフェノホス
	パパイヤ	デルタメトリン及びトラロメトリン
インド	脱脂大豆	アフラトキシン
オーストラリア	とうもろこし	アフラトキシン
オランダ	ピーマン	テフルベンズロン
グアテマラ	バナナ	ピリプロキシフェン
コートジボワール	カカオ豆	2, 4-D
スペイン	うるち米	テブコナゾール
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド
ニュージーランド	はちみつ	グリホサート
ネパール	とうもろこし	アフラトキシン
パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)	アーモンド加工品	アフラトキシン
ハンガリー	はちみつ加工品	クマホス
ペルー	バナナ	フィプロニル
マラウイ	マカダミアナッツ	ペルメトリン
ミャンマー	ごまの種子	アフラトキシン
ロシア	さけ・ます	マラカイトグリーン

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

表4 モニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目(令和2年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
中国	にんじん	ジメトモルフ
		トリアジメノール
	にんにくの茎	チアメトキサム
	ばれいしょ	ハロキシホップ
韓国	エゴマ	インドキサカルブ
		パクロブトラゾール
タイ	オオバコエンドロ	クロルピリホス
	マンゴー	シベルメトリン
ベトナム	青とうがらし	プロピコナゾール
	きだちとうがらし	ヘキサコナゾール
コートジボワール	カカオ豆	2, 4-D
ニュージーランド	はちみつ	グリホサート
ネパール	とうもろこし	アフラトキシン

表5 直ちに検査命令へ移行した品目(令和2年度)

対象国・地域	対象品目	検査項目
ベトナム	きだちとうがらし	プロピコナゾール
	きび	アフラトキシン
	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
	にんじん	ヘキサコナゾール
インド	メボウキの種子(バジルシード)	アフラトキシン
コートジボワール	カカオ豆	アフラトキシン
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(令和2年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (17品目)	乾燥いちじく、チリペッパー、ナッツ類、ミックススパイス、落花生	総アフラトキシン	13,087	96
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	256	1
	すじこ	亜硝酸根	158	0
中国 (18品目)	あさり、野菜(しょうが、たまねぎ、にんじん、にんにくの茎、ばれいしょ、ブロッコリー、ほうれんそう)	エンドリン、クロルピリホス、ジメトモルフ、チアメトキサム、ディルドリン、トリアジメノール、ハロキシホップ、プロシミドン、プロメトリン	32,017	31
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	8,270	2
	加工食品	サイクラミン酸	554	0
	花椒、ひまわりの種子、もろこし(こりゃん等)	総アフラトキシン	423	0
	鰻、スッポン	エンロフロキサシン、オキシリニック酸、スルファジミジン	176	1
韓国 (13品目)	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	2,349	6
	青とうがらし、エゴマ、パプリカ	インドキサカルブ、クロルピリホス、パクロブトラゾール、フルキンコナゾール	105	0
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン	8	0
ベトナム (11品目)	いか、えび、かわはぎ	エンロフロキサシン、クロラムフェニコール	10,706	7
	加工食品	サイクラミン酸	144	0
	青とうがらし、赤とうがらし、オオバコエンドロ、にんじん	クロルピリホス、シペルメトリン、プロピコナゾール、プロフェノホス、ヘキサコナゾール	61	12
	きび	総アフラトキシン	1	0
タイ (10品目)	オオバコエンドロ、おくら、グリーンアスパラガス、ドリアン、バナナ、マンゴー、マンゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペルメトリン、プロシミドン、プロピコナゾール	1,250	3
インド (9品目)	養殖えび	フラゾリドン	1,707	5
	ケツメイシ、脱脂大豆、とうもろこし	総アフラトキシン	570	2
	紅茶、とうがらし、フェネルの種子	トリアゾホス、ヘキサコナゾール	75	0
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	2,863	12
	とうもろこし(爆裂種)	デルタメトリン及びトラロメトリン	293	1
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	8	0
イタリア (5品目)	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	187	4
	ナチュラルチーズ、非加熱食肉製品	リステリア・モノサイトゲネス	19	1
フィリピン (5品目)	おくら、バナナ、マンゴー	クロルピリホス、シペルメトリン、テブフェノジド、フィプロニル、フェントエート、フルアジホップブチル、メタミドホス	1,288	1
	生食用切り身まぐろ	サルモネラ属菌	189	0
その他(24カ国・2地域、総35品目)			5,397	16
総 計			(延数) ^{※1}	82,161
			(実数) ^{※2}	68,941

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数

表7 条文別違反状況(令和2年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される食品及び添加物)	200 (延数) 200 (実数)	27.4%	アーモンド、カカオ豆、きび、ケツメイシ、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、メボウキの種子、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子等からのシアン化合物の検出、二枚貝の下痢性貝毒の検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗(異臭・カビの発生)等
第10条 (病肉等の販売等の禁止)	1 (延数) 1 (実数)	0.1%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の販売等の制限)	52 (延数) 52 (実数)	7.1%	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、オレンジⅡ、カルミン酸アルミニウムレーキ、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル、フィトナジオン、ブリリアントブラックBN、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、塩化メチレン)の使用
第13条 (食品又は添加物の基準及び規格)	451 (延数) 418 (実数)	61.9%	農産物及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過、E.coli陽性等)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、ポリソルベート等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	24 (延数) 22 (実数)	3.3%	材質別規格等の違反
第68条 (おもちゃ等への準用規定)	1 (延数) 1 (実数)	0.1%	おもちゃの規格違反
合計	(延数) ^{※1} (実数) ^{※2}	729 691	

※1 検査項目別の件数

※2 届出別の件数(2件は第6条及び第13条違反、1件は第12条違反及び第13条違反)

表8－① 微生物に係る規格違反状況（令和2年度）

生産国	品目分類	違反内容	件数※1	合計
中国	冷凍食品（野菜）	E. coli	11	42
		細菌数	4	
		大腸菌群	2	
	冷凍食品（その他の食品）	E. coli	6	
		大腸菌群	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	4	
	冷凍食品（水産動物類）	E. coli	1	
		大腸菌群	3	
	ゆでがに	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品（貝類）	大腸菌群	2	
	冷凍食品（豆類）	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
	ゆでだこ	大腸菌群	1	
ベトナム	冷凍食品（魚類）	E. coli	4	36
		細菌数	4	
		大腸菌群	1	
	生食用冷凍鮮魚介類	細菌数	1	
		大腸菌群	6	
	冷凍食品（果実）	細菌数	3	
		大腸菌群	4	
	冷凍食品（水産動物類）	E. coli	2	
		細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品（その他の食品）	E. coli	2	
		大腸菌群	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2	
	冷凍食品（野菜）	大腸菌群	1	
タイ	清涼飲料水	大腸菌群	1	16
	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	
	ゆでだこ	細菌数	1	
	冷凍食品（果実）	大腸菌群	4	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	3	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	3	
	加熱食肉製品	E. coli	1	
		大腸菌群	1	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	2	
	冷凍食品（水産動物類）	大腸菌群	2	

生産国	品目分類	違反内容	件数※1	合計
韓国	冷凍食品(貝類)	細菌数	2	15
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(野菜)	細菌数	1	
		大腸菌群	2	
	粉末清涼飲料	大腸菌群	2	
	冷凍食品(魚類)	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	2	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	1	
	ゆでだこ	大腸菌群	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1	
インドネシア	冷凍食品(水産動物類)	E. coli	4	9
	粉末清涼飲料	細菌数	2	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	2	
インド	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	7
		大腸菌群	2	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	2	
	冷凍食品(種実類)	大腸菌群	1	
	冷凍食品(水産動物類)	細菌数	1	
台湾	粉末清涼飲料	細菌数	2	7
		大腸菌群	2	
	ラクトアイス	大腸菌群	1	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	1	
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
マレーシア	粉末清涼飲料	細菌数	2	7
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(果実)	細菌数	1	
		大腸菌群	1	
	冷凍食品(穀類)	細菌数	1	
	冷凍食品(その他の農産加工品)	E. coli	1	
フィリピン	ゆでだこ	細菌数	2	6
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2	
	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	
	原料用果汁	大腸菌群	1	
米国	清涼飲料水	大腸菌群	1	4
	粉末清涼飲料	細菌数	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育しうる微生物	1	
	冷凍食品(穀類)	大腸菌群	1	
イタリア	粉末清涼飲料	大腸菌群	1	3
	冷凍食品(きのこ類)	E. coli	1	
	冷凍食品(野菜)	E. coli	1	

生産国	品目分類	違反内容	件数※1	合計
英国	バター	大腸菌群	2	3
	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	
フランス	バター	大腸菌群	2	3
	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	1	
ペルー	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2	3
		細菌数	1	
チリ	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	2	2
ドイツ	粉末清涼飲料	細菌数	1	2
		大腸菌群	1	
ベルギー	冷凍食品(野菜)	E. coli	2	2
カナダ	冷凍食品(その他の食品)	細菌数	1	1
スペイン	冷凍食品(その他の食品)	大腸菌群	1	1
ナイジェリア	粉末清涼飲料	細菌数	1	1
ニュージーランド	氷菓	細菌数	1	1
ポーランド	冷凍食品(魚類)	細菌数	1	1
モーリシャス	生食用冷凍鮮魚介類	大腸菌群	1	1
ロシア	粉末清涼飲料	細菌数	1	1
総 計			(延数)※1	174
			(実数)※2	158

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8ー② 有毒・有害物質の含有及び病原微生物による汚染違反状況(令和2年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
米国	落花生	総アフラトキシン	25	58
	アーモンド	総アフラトキシン	12	
	とうもろこし	総アフラトキシン	11	
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	7	
	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	3	
中国	落花生	総アフラトキシン	15	19
	あかがい	下痢性貝毒	1	
	さるぼうがい	下痢性貝毒	1	
	種実類加工品	シアン化合物	1	
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
イタリア	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	5	10
	非加熱食肉製品	サルモネラ属菌	1	
		リステリア・モノサイトゲネス	1	
	菓子類	総アフラトキシン	1	
	種実類加工品	総アフラトキシン	1	
	チョコレート	総アフラトキシン	1	
韓国	あさり	下痢性貝毒	4	8
	あかがい	下痢性貝毒	3	
	亜麻の種子	シアン化合物	1	
ベトナム	落花生	総アフラトキシン	6	7
	きび	総アフラトキシン	1	
インド	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	2	6
	ケツメイシ	総アフラトキシン	1	
	とうもろこし粉	総アフラトキシン	1	
	メボウキの種子(バジルシード)	総アフラトキシン	1	
	落花生	総アフラトキシン	1	
オーストラリア	アーモンド	総アフラトキシン	2	5
	健康食品	クロロフィラーゼ活性度	1	
	清涼飲料水	パツリン	1	
	ミックスセリアル	シアン化合物	1	
スペイン	アーモンド	総アフラトキシン	1	5
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
	蒸留酒	メタノール	1	
	チョコレート	総アフラトキシン	1	
	非加熱食肉製品	黄色ブドウ球菌	1	
台湾	果実加工品	シアン化合物	2	4
	乾燥果実	シアン化合物	1	
	粉末清涼飲料	シアン化合物	1	
イラン	ピスタチオナッツ	総アフラトキシン	2	3
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
インドネシア	菓子類	シアン化合物	1	3
	ナツメグ(香辛料)	総アフラトキシン	1	
	落花生	総アフラトキシン	1	
タイ	ハトムギ	総アフラトキシン	2	3
	加熱食肉製品	サルモネラ属菌	1	

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
パキスタン	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	2	3
	ミックススパイス	総アフラトキシン	1	
フランス	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	2	3
	乾燥いちじく	総アフラトキシン	1	
マレーシア	調味料	総アフラトキシン	2	3
	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	
カナダ	亜麻の種子	シアン化合物	2	2
ネパール	とうもろこし粉	総アフラトキシン	2	2
ブラジル	落花生	総アフラトキシン	2	2
南アフリカ	落花生	総アフラトキシン	2	2
ウズベキスタン	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	1
コートジボワール	カカオ豆	総アフラトキシン	1	1
スリランカ	とうがらし(香辛料)	総アフラトキシン	1	1
フィリピン	菓子類	総アフラトキシン	1	1
ベルギー	油脂類	シアン化合物	1	1
ポーランド	穀類加工品	シアン化合物	1	1
香港	菓子類	総アフラトキシン	1	1
総 計			(延数) ^{※1}	155
			(実数) ^{※2}	155

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8－③ 指定外添加物の使用及び食品添加物の使用基準に係る違反状況(令和2年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	合計
中国	調味料	指定外添加物	サイクラミン酸	1	23
		使用基準	ソルビン酸	3	
			ポリソルベート	1	
	健康食品	指定外添加物	サイクラミン酸	3	
			塩化メチレン	1	
	種実類加工品	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
		使用基準	二酸化硫黄	1	
	即席めん	指定外添加物	サイクラミン酸	2	
	えび	使用基準	二酸化硫黄	1	
	塩蔵野菜	使用基準	二酸化硫黄	1	
	かに	使用基準	二酸化硫黄	1	
	乾燥果実	使用基準	二酸化硫黄	1	
	その他の畜産加工品	使用基準	二酸化硫黄	1	
	漬け物(果実)	使用基準	スクラロース	1	
	漬け物(野菜)	使用基準	ソルビン酸	1	
	水煮(貝類)	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム ニナトリウム	1	
	水煮(野菜)	使用基準	二酸化硫黄	1	
	冷凍食品(水産動物類)	使用基準	二酸化硫黄	1	
ベトナム	清涼飲料水	使用基準	ステアロイル乳酸ナトリウム	2	13
			銅クロロフィリンナトリウム	1	
	調味料	指定外添加物	サイクラミン酸	3	
	穀類加工品	使用基準	安息香酸	1	
			食用黄色4号	1	
	菓子類	使用基準	二酸化硫黄	1	
	水産動物類加工品	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	農産加工品	指定外添加物	アゾルビン	1	
台湾	冷凍食品(水産動物類)	指定外添加物	オレンジII	1	13
	冷凍食品(その他の食品)	使用基準	ソルビン酸カルシウム	1	
	調味料	指定外添加物	サイクラミン酸	2	
			TBHQ	1	
			ヨウ素酸カリウム	1	
	糖類	使用基準	アセスルファムカリウム	3	
			ポリソルベート	1	
	スープ類	使用基準	スクラロース	1	
			ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
			ポリソルベート	1	
	果実加工品	指定外添加物	ヨウ素酸カリウム	1	
	乾燥果実	指定外添加物	ヨウ素酸カリウム	1	

生産国	品目分類	違反内容		件数※1	合計
インド	菓子類	指定外添加物	TBHQ	4	10
		使用基準	二酸化硫黄	2	
	果実加工品	指定外添加物	TBHQ	2	
	調味料	指定外添加物	TBHQ	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物	TBHQ	1	
韓国	調味料	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1	7
			パラオキシ安息香酸エチル	1	
			ポリソルベート	1	
	貝類加工品	使用基準	ポリソルベート	1	
	菓子類	使用基準	サッカリンナトリウム	1	
	魚類加工品	使用基準	ポリソルベート	1	
	糖類	使用基準	パラオキシ安息香酸エチル	1	
タイ	即席めん	使用基準	エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	2	5
	冷凍食品(その他の農産加工品)	指定外添加物	アゾルビン	2	
	菓子類	指定外添加物	TBHQ	1	
米国	健康食品	指定外添加物	ヨウ化カリウム	1	4
		使用基準	ソルビン酸	1	
			ポリソルベート	1	
			リン酸三カルシウム	1	
ブラジル	調整粉類	指定外添加物	TBHQ	2	4
	その他の食品	指定外添加物	サイクラミン酸	1	
	調味料	使用基準	安息香酸	1	
リトアニア	冷凍食品(その他の食品)	使用基準	Ｌ－システイン塩酸塩	3	4
	チョコレート	指定外添加物	ブリリアントブラックBN	1	
イラン	魚類加工品	指定外添加物	TBHQ	1	3
	シチュー類	指定外添加物	TBHQ	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	指定外添加物	TBHQ	1	
キューバ	水産動物類加工品	使用基準	二酸化硫黄	3	3
スリランカ	菓子類	指定外添加物	アゾルビン	1	3
			フィトナジオン	1	
	発酵茶	使用基準	スクラロース	1	
パキスタン	その他の食品	指定外添加物	パラオキシ安息香酸メチル	1	3
		使用基準	二酸化硫黄	1	
			プロピレングリコール	1	
イタリア	菓子類	指定外添加物	パテントブルーV	1	2
	カフェインレスコーヒー豆	使用基準	酢酸エチル	1	
オーストラリア	健康食品	指定外添加物	TBHQ	2	2
オランダ	チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	1	2
	冷凍食品(その他の食品)	使用基準	三二酸化鉄	1	

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}	合計
チリ	乾燥果実	使用基準	ソルビン酸	1	2
	水煮(貝類)	使用基準	二酸化硫黄	1	
ドイツ	チョコレート	指定外添加物	カルミン酸アルミニウムレーキ	1	2
	リキュール類	指定外添加物	キノリンイエロー	1	
マレーシア	菓子類	指定外添加物	TBHQ	2	2
ルクセンブルク	チョコレート	指定外添加物	アゾルビン	2	2
スペイン	魚類加工品	使用基準	安息香酸	1	1
トルコ	豆類加工品	使用基準	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	1
ネパール	調味料	使用基準	安息香酸	1	1
フランス	果実酒	使用基準	ソルビン酸	1	1
ベルギー	菓子類	使用基準	ソルビン酸	1	1
メキシコ	調整粉類	使用基準	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	1
総 計		(延数) ^{※1}	指定外添加物	52	115
			使用基準	63	
		(実数) ^{※2}	指定外添加物	52	111
			使用基準	60	

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数(1件は指定外添加物及び使用基準違反)

表8-④ 残留農薬に係る違反状況(令和2年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準(0.01ppm)	
中国	たまねぎ	チアメトキサム(11)		49
	にんじん	トリアジメノール(3)	ジメトモルフ(8)	
	ブロッコリー		プロシミドン(8)	
	にんにくの茎		チアメトキサム(3)、プロシミドン(2)	
	ばれいしょ		ハロキシホップ(4)	
	小豆		アセトクロール(2)	
	あさり		プロメトリン(2)	
	にら		クロルフェナピル、プロシミドン	
	おくら		ハロキシホップ	
	ほうれんそう		ジフルベンズロン	
	まつたけ		アセトクロール	
	冷凍食品(畜産物)	ジクロルボス		
ベトナム	にんじん		ヘキサコナゾール(7)	30
	オオバコエンドロ	シペルメトリン	ヘキサコナゾール(2)、プロフェノホス(2)、クロルピリホス	
	PUK WHAN (アマメシバ)	ベルメトリン	インドキサカルブ、ピリダベン、プロフェノホス	
	シソクサ	ジフェノコナゾール	イソプロチオラン、トリシクラゾール、ルフェヌロン	
	青とうがらし		プロピコナゾール(2)	
	赤とうがらし		プロピコナゾール(2)	
	きだちとうがらし		プロピコナゾール、ヘキサコナゾール	
	バナナ	フィプロニル	ペルメトリン	
韓国	きび	臭素		15
	エゴマ	チアクロプリド	インドキサカルブ(2)、パクロブトラゾール(2)、テトラコナゾール、テフルベンズロン	
	青とうがらし		テブフェンピラド、トリシクラゾール、プロピコナゾール、ヘキサコナゾール	
	赤とうがらし	テトラコナゾール	ヘキサコナゾール	
タイ	にら		クロルフェナピル、プロシミドン	12
	オオバコエンドロ	シペルメトリン(2)	クロルピリホス(2)、プロフェノホス(2)	
	マンゴー	シペルメトリン(3)		
	ドリアン		プロシミドン(2)	
エクアドル	おくら		プロフェノホス	8
	カカオ豆		2, 4-D(8)	
	マンゴー	シペルメトリン(3)		
	アボカド		ピフェントリン	
メキシコ	いちご		フェナザキン	7
	とうがらし(香辛料)		プロピコナゾール	
	芽キャベツ		ピリダリル	
ニュージーランド	はちみつ加工品		グリホサート(6)	6
ベネズエラ	カカオ豆		2, 4-D(5)	5
ガーナ	カカオ豆		2, 4-D(3)	3
コートジボワール	カカオ豆		2, 4-D(2)	2
台湾	バナナ	ピラクロストロビン	デルタメトリン及びトラロメトリン	2
フィリピン	おくら		プロフェノホス	2
	バナナ	フィプロニル		

生産国	品目分類	違反内容		件数 ^{※1}
		基準値あり	一律基準 (0.01ppm)	
アルゼンチン	いんげん豆		メスルフロンメチル	1
イタリア	穀類加工品	ピリミホスメチル		1
オランダ	パプリカ		テフルペンズロン	1
スペイン	米		デルタメトリン及びトラロメトリン	1
タンザニア	ゴマの種子	イミダクロプリド		1
ノルウェー	鯨肉	ヘプタクロル		1
ハンガリー	はちみつ加工品	クマホス ^{※3}		1
米国	とうもろこし(爆裂種)	デルタメトリン及びトラロメトリン		1
ペルー	バナナ	フィプロニル		1
マラウイ	マカダミアナッツ	ペルメトリン		1
総 計				(延数) ^{※1} 151
				(実数) ^{※2} 137

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

※3 不検出基準

表8－⑤ 腐敗、変敗(異臭やカビの発生)に係る違反状況(令和2年度)

生産国	品目分類	件数	合計
米国	小麦	23	30
	米	4	
	大豆	2	
	大麦	1	
タイ	米	10	10
カナダ	菜種	4	6
	小麦	1	
	大豆	1	
中国	米	3	3
オーストラリア	小麦	2	2
台湾	米	1	1
総 計			52

表8－⑥ 残留動物用医薬品に係る違反状況（令和2年度）

生産国	品目分類	違反内容			件数※1
		基準値超過 (一律基準0.01ppm)	含有してはならない	検出されるもので あってはならない	
ベトナム	えび		エンロフロキサシン(7)		7
インド	えび			フラゾリドン(AOZとして)(5)	5
台湾	うなぎ	レバミゾール			1
中国	スッポン		エンロフロキサシン		1
ロシア	さけ			マラカイトグリーン	1
総 計				(延数)※1	15
				(実数)※2	15

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8－⑦ 器具及び容器包装に係る規格違反状況（令和2年度）

生産国	材質分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	合成樹脂	蒸発残留物	7	16
		カプロラクタム	1	
		ジブチルスズ化合物	1	
	ゴム	亜鉛	1	
		蒸発残留物	1	
	磁器	鉛	2	
	陶器	鉛	2	
	ホウロウ引き	カドミウム	1	
台湾	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量	1	2
		蒸発残留物	1	
マレーシア	ゴム	亜鉛	1	2
		蒸発残留物	1	
イタリア	金属	鉛	1	1
スペイン	合成樹脂	蒸発残留物	1	1
トルコ	合成樹脂	鉛	1	1
ブラジル	合成樹脂	鉛	1	1
総 計			(延数) ^{※1}	24
			(実数) ^{※2}	22

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表8ー⑧ その他の違反状況(令和2年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数 ^{※1}	合計
中国	食品添加物	成分規格	7	10
	おもちゃ	規格	1	
	乾燥果実	放射線照射	1	
	穀類加工品	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	1	
米国	清涼飲料水	製造基準	4	7
	食品添加物	成分規格	2	
	加熱食肉製品	成分規格	1	
インドネシア	食品添加物	成分規格	5	5
台湾	調味料	放射線照射	2	4
	香辛料	放射線照射	1	
	とうがらし(香辛料)	放射線照射	1	
フランス	食品添加物	成分規格	2	4
	ジャム	放射性物質	1	
	その他のきのこ類	放射性物質	1	
イタリア	非加熱食肉製品	製造基準	3	3
インド	食品添加物	成分規格	3	3
スペイン	乾燥食肉製品	成分規格	1	3
	牛舌	衛生証明書の不添付	1	
	パプリカ(香辛料)	放射線照射	1	
ベトナム	冷凍食品(果実)	安全性審査の手続きを経ていない遺伝子組換え食品の検出	1	1
ベルギー	清涼飲料水	製造基準	1	1
ポーランド	その他のきのこ類	放射性物質	1	1
ルーマニア	その他のきのこ類	放射性物質	1	1
総 計			(延数) ^{※1}	43
			(実数) ^{※2}	43

※1 違反項目別の件数

※2 届出別の件数

表9 海外情報に基づき行った主な監視強化(令和2年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4月	オランダ	ピーナッツバター (アフラトキシン汚染のおそれ)	オランダにおいて、ピーナッツバターからアフラトキシンが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
10月	中国	乾燥きくらげ (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国及びカナダにおいて、サルモネラ属菌に汚染されている可能性があるとして中国産乾燥きくらげの回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を指導するとともに、回収対象ではない場合は自主検査を実施するよう措置を講じた。
11月	オランダ フランス	インド産ごまの種子を原料として使用した食品 (エチレンオキシド汚染のおそれ)	EU域内において、エチレンオキシドが検出されたインド産ごまの種子及びそれを原料として使用した食品の回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。
2月	フランス	ドライソーセージ (リステリア・モノサイトゲネス汚染のおそれ)	フランスにおいて、ドライソーセージからリステリア・モノサイトゲネスが検出され、自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻し等を行う措置を講じた。

表10 主な二国間協議(令和2年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
アイルランド産牛肉 (BSE)	アイルランド政府と協議を行い、現地での管理状況、これまでの検査結果等を勘案し、令和3年3月に牛挽肉の輸入を解禁した。	—
イタリア産めん羊及び山 羊肉 (BSE)	平成28年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、イタリア政府と協議を行い、令和2年6月に輸入を解禁した。	—
フランス産牛肉 (BSE)	令和2年1月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、フランス政府と協議を行い、令和2年8月に輸入時に係る月齢制限を撤廃した。	—

表11 輸入前指導(輸入相談)実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
輸入相談実施件数	12,352	12,111	11,508	13,650	14,903
品目別輸入相談件数	24,180	23,516	20,736	22,629	23,781
品目別違反該当件数	410	460	384	627	523 ^{※1}

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

※1 延べ件数(検査項目別の件数)は666件

表12 輸入前指導(輸入相談)における条文別違反状況(令和2年度)

条文	違反該当件数 (件)	構成比 (%)	主な違反該当内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	1(延数) 1(実数)	0.2%	蒸留酒からのメタノール検出
第10条 (病肉等の 販売等の禁止)	8(延数) 8(実数)	1.2%	衛生証明書の不添付
第12条 (添加物等の 販売等の制限)	234(延数) 190(実数)	35.1%	指定外添加物(ヨウ素化塩、TBHQ、ヨウ化カリウム、酸化亜鉛、カルボキシメチルセルロース、サイクラミン酸、ピコリン酸クロム、カルミン、クエン酸マグネシウム、ニコチンアミドリボシドキナーゼ、ポリエチレングリコール、ヨウ素酸カリウム、アゾルビン、炭酸水素カリウム、ペンタン、メタ酒石酸、硫酸マンガ、雲母ベース真珠用光沢色素、クエン酸亜鉛、重酒石酸コリン、ポリビニルピロリドン酢酸ビニルコポリマー(ポリビニルピロリドン酢酸ビニル共重合物)、ポリビニルアルコール等)の使用
第13条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	423(延数) 366(実数)	63.5%	清涼飲料水へのソルビン酸カリウムの対象外使用 調味料へのソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウムの対象外使用 清涼飲料水の製造基準(殺菌条件)不適
総 計	(延数) ^{※1} 666 (実数) ^{※2} 523		

※1 項目別の件数

※2 法の違反となる相談の品目件数

表13 輸入相談における違反状況(令和2年度)

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
中国	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	18	89
			安息香酸ナトリウム	6	
			安息香酸	5	
			ソルビン酸	2	
		指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	ニコチンアミドリボシドキナーゼ	5	
			ニコチンアミドホスホリボシルトランスフェラーゼ	2	
			亜鉛	1	
			キサントフォーム	1	
			ニコチンアミドアデニンジヌクレオチドヌクレオシダーゼ	1	
			ニコチンアミドヌクレオシドキナーゼ	1	
			ホスホリボシルトランスフェラーゼ	1	
			リボースホスホビロホスフェートキナーゼ	1	
			リボキナーゼ	1	
	即席めん	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	4	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	3	
		指定外添加物の使用	Ｌ-リンゴ酸	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	4	
		製造基準不適合	殺菌条件	2	
		指定外添加物の使用	酸化亜鉛	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	2	
			ソルビン酸カリウム	2	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	2	
	めん類	指定外添加物の使用	クロセインオレンジG	2	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	野菜加工品	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
			デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	油脂類	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	
		指定外添加物の使用	TBHQ	1	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	スープ類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
	菓子類	添加物の対象外使用	デヒドロ酢酸ナトリウム	1	
	キャンディー類	指定外添加物の使用	ペンタン	1	
	鶏卵加工品	添加物の対象外使用	プロピオン酸カルシウム	1	
	種実類加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	ソース類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	糖類	添加物の対象外使用	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	1	
	冷凍食品(その他食品)	添加物の対象外使用	デヒドロ酢酸ナトリウム	1	

生産国	品目		違反該当内容	件数※	合計
米国	健康食品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	3	82
			ペンタン	3	
			硫酸マンガン	3	
			コハク酸d- α -トコフェロール	2	
			ヨウ化カリウム	2	
			亜鉛カルノシンキレート化合物	1	
			アミノ酸マグネシウムキレート	1	
			カルボキシメチルセルロース	1	
			グリシンマグネシウム	1	
			グリシン酸鉄	1	
			ステアシルフマル酸ナトリウム	1	
			パルミチン酸カルシウム	1	
			ベンフォチアミン	1	
			ポリエチレングリコール	1	
			ポリビニルアルコール	1	
			メチルコバラミン	1	
			ラウリル硫酸ナトリウム	1	
		添加物の対象外使用	D-マンニトール	4	
			亜鉛塩類	1	
			アセトン	1	
			オクタン酸	1	
			グルコン酸亜鉛	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
		添加物の過量使用	ポリソルベート60	3	
			カルボキシメチルセルロースカルシウム	1	
			カルボキシメチルセルロースナトリウム	1	
			微粒二酸化ケイ素	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5	
			安息香酸ナトリウム	3	
			D-マンニトール	3	
		添加物の過量使用	微粒二酸化ケイ素	3	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	炭酸水素カリウム	4	
			クエン酸二ナトリウム	1	
		製造基準不適合	殺菌条件	4	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	調味料	添加物の対象外使用	パラオキシ安息香酸エチル	2	
			安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
		添加物の過量残存	二酸化硫黄	1	
	その他の食品	指定外添加物の使用	雲母ベース真珠用光沢色素	3	
添加物の対象外使用		流動パラフィン	1		
穀類加工品	指定外添加物の使用	アルミノケイ酸ナトリウム	1		
	添加物の対象外使用	臭素酸カリウム	1		
チョコレート類	指定外添加物の使用	雲母	2		
加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1		
香辛料	指定外添加物の使用	酸化エチレン	1		
種実類加工品	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1		
食品添加物	指定外添加物の使用	ポリエチレングリコール	1		
漬け物野菜	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1		

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
ベトナム	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	8	56
			安息香酸ナトリウム	6	
			ソルビン酸カルシウム	1	
			ナイシン	1	
		添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	3	
		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	硫酸亜鉛	3	
			ステアロイル乳酸ナトリウム	2	
			ソルビン酸カリウム	2	
			エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	1	
			銅クロロフィリンナトリウム	1	
		添加物の過量使用	ポリソルベート60	2	
		指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
		保存基準不適合	保存温度	1	
	即席めん	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	
			BHT	3	
		指定外添加物の使用	酸化亜鉛	2	
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	3	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	製造基準不適合	殺菌条件	1	
			保存料の使用	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	プロピオン酸ナトリウム	1	
		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
	穀類加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
			銅クロロフィリンナトリウム	1	
	農産加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
		添加物の過量使用	硫酸カルシウム	1	
	野菜加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	
	水煮野菜	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
ポーランド	健康食品	指定外添加物の使用	ピコリン酸クロム	2	49
			グルコサミン硫酸塩	2	
			酸化亜鉛	2	
			重酒石酸コリン	2	
			Ｌ－カルニチン塩	1	
			塩化クロム	1	
			カルミン	1	
			クエン酸マグネシウム	1	
			グルコン酸マグネシウム	1	
			グルタミン酸塩酸塩	1	
			クロスカルボキシメチルセルロースナトリウム	1	
			酸化鉄(黄色)	1	
			フィトナジオン	1	
			フマル酸鉄	1	
			ホウ酸	1	
			ポリエチレングリコール	1	
			ポリビニルアルコール	1	
			モリブデン酸ナトリウム	1	
			ヨウ化カリウム	1	
			硫酸マンガ	1	

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
ポーランド	健康食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	10	49
			アセトン	3	
			硫酸銅	2	
			亜セレン酸ナトリウム	1	
	添加物の過量使用	タルク	3		
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ピコリン酸クロム	3	
		Ｌ－カルニチンＬ－酒石酸塩	1		
添加物の対象外使用		ソルビン酸カリウム	2		
台湾	果実加工品	添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	2	31
			スクラロース	1	
		指定外添加物の使用	アミド化ペクチン	1	
			サイクラミン酸ナトリウム	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	調味料	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
			ヨウ素化塩	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
		添加物の過量使用	スクラロース	1	
		添加物の使用基準不適合	二酸化ケイ素	1	
	糖類	添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	1	
			スクラロース	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
			プロピレングリコール	1	
	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
		製造基準不適合	殺菌条件	1	
	種実類加工品	添加物の過量残存	サッカリンナトリウム	1	
		添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	1	
	加熱食肉製品	指定外添加物の使用	グリチルリチン酸三ナトリウム	1	
	穀類加工品	添加物の過量使用	硫酸カルシウム	1	
	スープ類	指定外添加物の使用	グリチルリチン酸三ナトリウム	1	
	農産加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	野菜加工品	添加物の過量残存	二酸化硫黄	1	
	冷凍食品（魚類）	添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	
	冷凍食品（その他食品）	指定外添加物の使用	アジピン酸メチル	1	
タイ	ソース類	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	9	27
		指定外添加物の使用	カルボキシメチルセルロース	1	
			サイクラミン酸	7	
	果実加工品	添加物の過量残存	二酸化硫黄	2	
		指定外添加物の使用	TBHQ	1	
	魚類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
	スープ類	添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	清涼飲料水	指定外添加物の使用	ピコリン酸クロム	1	
	漬け物野菜	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
	農産加工品	添加物の過量使用	ポリソルベート60	1	
	豆類加工品	添加物の対象外使用	銅クロロフィル	1	
	めん類	添加物の対象外使用	プロピオン酸カルシウム	1	

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
フィリピン	アイスクリーム類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	12	27
	菓子類	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
			ナイシン	1	
		指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
	即席めん	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5	
	魚類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
	ソース類	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	香辛料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
インドネシア	即席めん	添加物の対象外使用	食用黄色4号	6	25
		指定外添加物の使用	TBHQ	7	
	菓子類	指定外添加物の使用	TBHQ	7	
			尿素	1	
	アルコール飲料	指定外添加物の使用	ポリエステルポリオール	1	
			安息香酸ナトリウム	2	
	穀類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
オーストラリア	健康食品	指定外添加物の使用	クロスカルメロース	1	25
			クロスカルメロースナトリウム	1	
			クロスポリドン	1	
			酸化鉄イエロー	1	
			ピコリン酸クロム	1	
			ポリエチレングリコール	1	
			ポリビニルアルコール	1	
		添加物の使用基準不適合	二酸化ケイ素	1	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸	7	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5	
	フラワーペースト	添加物の過量使用	ソルビン酸	2	
	アルコール飲料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
	キャンディー類	指定外添加物の使用	カルミン	1	
	はちみつ加工品	指定外添加物の使用	グリシン酸亜鉛	1	
ハンガリー	健康食品	指定外添加物の使用	N-アセチル-L-チロシン	1	25
			カルボキシメチルセルロース	5	
			シトルリンリンゴ酸塩	1	
			テアクリン	1	
			ノルバリン	1	
			ヨウ化カリウム	9	
			ヨウ素化塩	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	6	
スペイン	清涼飲料水	添加物の対象外使用	三二酸化鉄	1	19
			ソルビン酸カリウム	6	
		製造基準不適合	殺菌条件	2	
	健康食品	指定外添加物の使用	クエン酸マグネシウム	1	
			ポリビニルピロリドン酢酸ビニルコポリマー(ポリビニルピロリドン-酢酸ビニル共重合物)	3	
	はちみつ	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
	豚肉	添加物の対象外使用	コチニール色素	2	
	その他の食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
インド	香辛料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	8	18
	菓子類	指定外添加物の使用	アゾルビン	1	
		添加物の対象外使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	1	
	穀類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	2	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
		添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	1	
	健康食品	指定外添加物の使用	酢酸カリウム	1	
		添加物の過量使用	ケイ酸カルシウム	1	
	油脂類	指定外添加物の使用	TBHQ	1	
韓国	清涼飲料水	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	2	17
		製造基準不適合	殺菌条件	2	
			その他	1	
		添加物の過量使用	リン酸三カルシウム	1	
	調味料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
			パラオキシ安息香酸エチル	1	
		添加物の過量使用	ポリソルベート80	1	
	魚類加工品	添加物の過量使用	ポリソルベート80	2	
	健康食品	指定外添加物の使用	酸化亜鉛	2	
	漬け物野菜	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	
	種実類加工品	指定外添加物の使用	ハイドロキシアパタイト	1	
フランス	アルコール飲料	メタノールの検出	メタノールの検出	1	17
		指定外添加物の使用	メタ酒石酸	4	
	加熱食肉製品	製造基準不適合	殺菌条件	1	
		衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	
		保存基準不適合	保存温度	2	
	健康食品	指定外添加物の使用	クエン酸亜鉛	1	
			重酒石酸コリン	1	
			ヨウ化カリウム	1	
			ヨウ素酸カリウム	1	
	チョコレート類	指定外添加物の使用	クマリン	1	
			ルテイン	1	
		添加物の対象外使用	銅クロロフィリンナトリウム	1	
		添加物の過量使用	ポリソルベート80	1	
トルコ	スープ類	製造基準不適合	放射線照射	13	16
	果実加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	
ドイツ	菓子類	指定外添加物の使用	クエン酸亜鉛	1	15
			酒石酸コリン	1	
			ヨウ化カリウム	1	
		添加物の過量使用	ステアロイル乳酸ナトリウム	4	
	健康食品	指定外添加物の使用	フィロキノン	1	
		添加物の対象外使用	グルコン酸第一鉄	4	
			硫酸銅	1	
	香辛料	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	硫酸銅	1	
ニュージーランド	アイスクリーム類	製造基準不適合	殺菌条件	6	11
	はちみつ加工品	添加物の過量使用	プロピレングリコール	3	
	牛血漿	食品一般の製造、加工及び調理基準不適合	殺菌条件	1	
		保存基準不適合	保存温度	1	

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
スイス	健康食品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	10
			D-マンニトール	1	
		添加物の過量使用	カルボキシメチルセルロースナトリウム	3	
		添加物の使用基準不適合	トリメチルアミン	1	
	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	2	
ポルトガル	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	5	9
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	2	
			ソルビン酸カリウム	2	
英国	健康食品	指定外添加物の使用	クエン酸亜鉛	1	8
			ポリエチレングリコール	1	
		添加物の対象外使用	ソルビン酸	2	
	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	
	キャンディー類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
エクアドル	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	4	8
			ソルビン酸カリウム	4	
メキシコ	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	7	8
		製造基準不適合	殺菌条件	1	
パキスタン	清涼飲料水	指定外添加物の使用	アゾルビン	1	7
		添加物の過量使用	安息香酸ナトリウム	2	
	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	3	
	果実加工品	指定外添加物の使用	アゾルビン	1	
フィンランド	清涼飲料水	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	7
		製造基準不適合	殺菌条件	4	
	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
イタリア	農産加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	2	6
	アルコール飲料	指定外添加物の使用	L-アスパラギン酸カリウム	1	
	魚類加工品	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	
	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1	
	パン類	添加物の過量使用	ソルビン酸カリウム	1	
ベルギー	チョコレート類	添加物の対象外使用	三酸化鉄	3	6
	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	
			ソルビン酸カリウム	1	
	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1	
ブラジル	清涼飲料水	指定外添加物の使用	アゾルビン	1	5
		添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
			硫酸亜鉛	1	
	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
	穀類加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
イスラエル	糖類	指定外添加物の使用	化学合成カフェイン	1	4
		添加物の過量使用	アセスルファムカリウム	2	
			スクラロース	1	
オーストリア	健康食品	指定外添加物の使用	クエン酸マグネシウム	3	4
		添加物の対象外使用	ヘキサミン	1	
ベラルーシ	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	2	4
	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	2	
アルゼンチン	アルコール飲料	指定外添加物の使用	L-ポリアスパラギン酸カリウム	2	3
	酪農製品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	
スウェーデン	魚介類卵加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	3	3
香港	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	2	3
	健康食品	製造基準不適合	放射線照射	1	
ロシア	菓子類	指定外添加物の使用	カルミン	3	3

生産国	品目	違反該当内容		件数※	合計
シンガポール	調味料	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	2	2
チリ	はちみつ	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	2
	塩類	指定外添加物の使用	ヨウ素酸カリウム	1	
南アフリカ	茶の代用品	添加物の過量使用	プロピレングリコール	2	2
リトアニア	塩類	添加物の過量使用	フェロシアン化カリウム	2	2
イラン	清涼飲料水	製造基準不適合	殺菌条件	1	1
エジプト	果実加工品	添加物の対象外使用	安息香酸ナトリウム	1	1
ギリシャ	果実加工品	添加物の対象外使用	ソルビン酸カリウム	1	1
ケニア	調味料	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	1
コスタリカ	健康食品	添加物の過量使用	ゼオライト	1	1
スリランカ	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	1
チュニジア	菓子類	添加物の対象外使用	ソルビン酸	1	1
ネパール	菓子類	指定外添加物の使用	ヨウ素化塩	1	1
ミャンマー	加熱食肉製品	衛生証明書の不添付	衛生証明書の不添付	1	1
不明	健康食品	指定外添加物の使用	水酸化鉄	1	2
		添加物の対象外使用	酢酸エチル	1	

※件数は、違反延べ件数

表14 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(令和2年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
中国	えだまめ	ジフェノコナゾール	2
		ジフルベンズロン	
韓国	あかがい	麻痺性貝毒	1
グアテマラ	バナナ	ピリプロキシフェン	1
総 計			4

(参考)主な用語説明

用語	説明
アセスルファムカリウム	添加物(甘味料)
アセトクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アフラトキシン	真菌類のうち、不完全菌類に属するかびである <i>Aspergillus flavus</i> 及び <i>Aspergillus parasiticus</i> によって産生されるかび毒
安息香酸	添加物(保存料)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え食品	遺伝子組換え技術によって得られた生物を利用した食品。遺伝子組換え技術とは、ある生物の遺伝子を人為的に他の生物の染色体等に導入する技術のこと。
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クマホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
グリホサート	農薬(アミノ酸系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン酸	指定外添加物
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有毒有害物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジクロルボス及びナレド	農薬(有機リン系殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジメトモルフ	農薬(ケイ皮酸誘導体の殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
ステアロイル乳酸ナトリウム	添加物(乳化剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
チアクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)

用語	説明
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
デヒドロ酢酸ナトリウム	添加物(保存料)
テフルベンズロン	農薬(ベンゾイルフェニルウレア系殺虫剤)
デルタメトリン及びトラロメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
銅クロロフィリンナトリウム	添加物(着色料)
銅クロロフィル	添加物(着色料)
トリアジメノール	農薬(殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トリシクラゾール	農薬(ベンゾチアゾール系除草剤)
ナイシン	添加物(保存料)
二酸化ケイ素	添加物(製造用剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系成長調整剤)
バツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
ハロキシホップ	農薬(アリルオキシプロピオン酸エステル系除草剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピラクロストロピン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリダベン	農薬(ピリダジノン骨格を有する殺虫剤)
ピリプロキシフェン	農薬(4-フェノキシ構造を有する殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
フェノブカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
プロシミドン	農薬(ジカルボキシイミド系殺菌剤)
プロピオン酸カルシウム	添加物(保存料)
プロピオン酸ナトリウム	添加物(保存料)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピレングリコール	添加物(軟化剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ポリソルベート	添加物(乳化剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
硫酸亜鉛	添加物(強化剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
BHT(ジブチルヒドロキシトルエン)	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中 枢神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)